

# 滋賀県立特別支援学校応援企業登録制度「しがしごと応援団」実施要綱

滋賀県教育委員会

## (趣旨)

第1条 この要綱は、滋賀県立特別支援学校応援企業登録制度「しがしごと応援団」(以下「しがしごと応援団」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 職業的自立と社会参加をめざす滋賀県立特別支援学校生徒(以下「生徒」という。)の働く力の育成と就労促進を図るため、企業と学校の連携・協力による職業教育の充実および就労支援の強化に資することを目的とする。

## (定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 企業とは、県内に本社または事業所を有する企業のことをいう(組合企業、個人企業を含み、経済団体、社会福祉法人は含まない。)
- (2) 企業見学とは、生徒や教職員、保護者を対象とした企業における産業現場の見学のことをいう。
- (3) 実習(就業体験)とは、生徒が、職業教育の一環として職場等での生活や仕事を通して、働くことの大切さや社会生活の実際を産業現場等において一定期間経験する学習のことをいう。
- (4) 作業学習とは、作業活動を学習の中心にしながら、生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会的自立に必要な事柄を総合的に学習するものをいう。
- (5) 「しがしごと検定」とは、滋賀県教育委員会が主催する生徒を対象とした技能検定制度のことをいう(現在、生徒の就労に対する意欲、技能、態度および興味関心を高めることを目的に、4つの検定種目(運搬陳列、清掃メンテナンス、接客、事務補助)で実施している。)

## (応援内容)

第4条 この要綱に定める登録制度は「しがしごと応援団」とし、応援内容は次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 企業見学への協力
- (2) 実習(就業体験)への協力
- (3) 作業学習等に対するアドバイス
- (4) 「しがしごと検定」への協力
- (5) 就労促進への協力

## (登録申込)

第5条 本制度の趣旨に賛同して、前条に示す応援を行おうとする企業は、「しがしごと応援団」登録申込書(様式第1号)を、応援しようとする特別支援学校または滋賀県教育委員会事務局特別支援教育課に提出する。

(登録)

第6条 「しがごと応援団」登録申込書(様式第1号)を受理した特別支援学校長または特別支援教育課長は、応援内容を確認の上、滋賀県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に提出する。

2 教育長は応援内容が第3条の各号に該当すると認められた場合、『「しがごと応援団」応援企業』(以下「応援企業」という。)として登録する。

3 教育長は第1項の規定により登録した場合は、「しがごと応援団」応援企業登録証(様式第2号)を交付するとともに、登録した企業名やその応援内容について広く周知する。

(変更の届出)

第7条 応援企業は、登録事項に変更があった場合は、「しがごと応援団」登録事項変更届(様式第3号)により、速やかに教育長に届け出なければならない。

(登録の辞退)

第8条 応援企業が登録継続の意思を失ったときは、「しがごと応援団」登録辞退届(様式第4号)により、速やかに教育長に届け出、交付した「しがごと応援団」登録証(様式第2号)を教育長に返還しなければならない。

(登録の取消し)

第9条 教育長は、応援企業が、第3条の各項に該当しないことが明らかになったとき、または法令に違反したとき、その他、登録企業として適当でないと認めるときは登録を取り消すことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、別に定める。

付則

この要綱は、平成29年2月15日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。